別紙
様式1

事　業　報　告　書

（自　令和　7年8月1日　至　令和　8年7月31日）

1 医療法人の概要

(1) 名　称　　医療法人　社団　医眞会

① 社団　（出資持分あり）
② その他
③ 基金制度不採用

(2) 事務所所在地　　静岡県静岡市清水区入江南町9番24号

(3) 設立認可年月日　　平 成 8 年 12 月 4 日

(4) 設立登記年月日　　平 成 8 年 12 月 17 日

(5) 役員

	氏　　名	備　　考
理事長	眞　重雄	眞内科クリニック　管理者
		訪問看護ステーション駿河　管理者
		眞内科居宅介護支援事業所　管理者
		居宅サービス事業所眞内科クリニック　管理者
理事	眞　有美	
同	眞　祥子	
同	鈴木　恭子	
監事	野々村　勅夫	

2 事業の概要

(1) 本来業務

診療所

眞内科クリニック　　医療機関コード 221321077

開設場所

静岡県静岡市清水区入江南町9番24号

許可病床数

病床　　0 床

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

訪問看護ステーション駿河

静岡県静岡市清水区入江2丁目2番23号の2

眞内科居宅介護支援事業所

静岡県静岡市清水区入江2丁目2番23号の2

居宅サービス事業所眞内科クリニック

静岡県静岡市清水区入江南町9番24号

(3) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 7年9月26日　令和 6年度決算の決定

令和 8年7月31日　令和 8年度の事業計画及び収支予算の決定

令和 8年7月31日　令和 8年度の借入金額の最高限度額の決定

様式2

法人名　医療法人 社団 医眞会

所在地　静岡県静岡市清水区入江南町9番24号

財　産　目　録

（ 令和 8年 7月31日 現在 ）

1. 資　産　額　　203,764 千 円
2. 負　債　額　　11,502 千 円
3. 純 資 産 額　　192,261 千 円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分	金　額
A 流動資産	192,701
B 固定資産	11,063
C 資産合計　(A+B)	203,764
D 負債合計	11,502
E 純資産　(C−D)	192,261

土　地	（□ 法人所有	■ 賃借	□部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物	（□ 法人所有	■ 賃借	□部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式3-2

法人名　医療法人 社団 医眞会

所在地　静岡県静岡市清水区入江南町9番24号

貸　借　対　照　表

（ 令和 8年 7月31日 現在 ）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	192,701	Ⅰ 流動負債	11,502
Ⅱ 固定資産	11,063	Ⅱ 固定負債	0
1 有形固定資産	8,033	負債合計	11,502
2 無形固定資産	305	純資産の部	
3 その他の資産	2,724	科目	金額
Ⅲ 繰延資産	475	Ⅰ 出資金	7,000
		Ⅱ 積立金	185,737
		純資産合計	192,737
資産合計	204,239	負債・純資産合計	204,239

様式4-2

法人名　医療法人 社団 医眞会

所在地　静岡県静岡市清水区入江南町9番24号

損　益　計　算　書

（自 令和 7年8月 1日　至 令和 8年7月 31日）

（単位：千円）

科　目	金　額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	175,105
2 事業費用	200,731
本来業務事業損失	25,626
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	136,751
事業費用	142,988
附帯業務事業損失	6,237
事業損失	31,863
Ⅱ 事業外収益	7,564
Ⅲ 事業外費用	0
経常損失	24,299
Ⅳ 特別利益	73
Ⅴ 特別損失	4,258
税引前当期純損失	28,485
法人税等	71
当期純損失	28,556

[redacted]

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 医眞会
理事長　眞 重雄　殿

私は、医療法人 医眞会の令和７会計年度（令和 7年 8月 1日から令和 8年 7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　8年 9月 26日
医療法人 社団 医眞会
監 事　野々村 勅夫

[redacted]